

危険運転致死罪につき、少年法 55 条移送が認められた事例

【文 献 種 別】 決定／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 平成 28 年 8 月 2 日

【事 件 番 号】 平成 27 年（わ）第 4075 号

【事 件 名】 道路交通法違反、危険運転致死被告事件

【裁 判 結 果】 家庭裁判所への移送

【参 照 法 令】 少年法 55 条、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 2 条 1 号

【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25543573

事実の概要

行為時 16 歳 5 月の少年被告人の危険運転致死罪の事件につき、家庭裁判所は少年法 20 条 2 項本文により検察官逆送を決定した。本件はこれに対する刑事裁判であるが、裁判所は、少年法 55 条を適用して、家庭裁判所に事件を移送した。

少年は平成 27 年 8 月 13 日に無免許で普通自動車二輪車を運転し（道路交通法違反の無免許運転）、その後普通乗用自動車を運転し、危険運転を繰り返して、道路わきの建物に自動車の後部を打ちつけ、さらに自転車に乗った 80 歳の被害者に衝突し、自動車の後部で同人を轢いて即死させた（危険運転致死）。少年は事故直後、自動車から降りて、自動車の下に被害者が横たわっているのを確認したが、怖くなって自動車を放置したまま立ち去った（道路交通法の救護義務違反、報告義務違反）。

刑事裁判では、危険運転致死を中心に審理が行われ、保護処分相当を理由として、家庭裁判所移送が決定された。

検察官の求刑は懲役 4 年以上 8 年以下の不定期刑、被害者参加人の意見は、懲役 7 年以上 12 年以下、弁護人は家庭裁判所への移送であった。

ひき逃げに先行する事実として、裁判所は以下を認定している。少年は、知人から本件自動車を借りて運転したが、普通乗用自動車の運転は、今回がはじめてであった。アクセルやブレーキの踏み具合やハンドル操作の感覚も分からず、急発進を繰り返し、急ブレーキをかけたり徐行せずに右左折したり、道路中により過ぎて運転してミラーを電柱にぶつけたりした。少年は、一旦は運転の中止も考えたが、運転するうちに上手くなるだろうと考えて、運転を続けた。

大阪家庭裁判所は、少年法 20 条 2 項本文を適用して検察官逆送を決定した。これに対して、刑事裁判では、同項但書を適用して家庭裁判所に移送する決定を行った。

決定の要旨

裁判所は、①動機・態様、②資質上の問題点、③保護処分による改善可能性の 3 点を検討している。

1 動機・態様

少年の動機は、自動車を運転してみたいという安易で幼稚なものではあるが、反社会性が強く理不尽な動機であるとまではいえない、とした。

行為態様は、「自己中心的かつ悪質なもの」と評価しつつ、「本件自動車の進行を制御しようと試みたが、その技能を有しなかったことから本件事故に至ったという経緯に照らせば、それだけで当然に刑事処分としなければならないほどに反社会的で悪質なものとまではいえない」とし、本件がその動機、態様からして、保護処分を許容する余地のない事件であるとはいえない、としている。

2 資質上の問題点

家庭裁判所調査官の調査結果は、被告人の資質上の問題点として、自己統制力が乏しく、「後先を考えずに、目先の楽しみを優先させた行動を取ってしまう傾向が強」いことを指摘していた。本決定では、この調査結果を敷衍して、前記の動機や、運転の危険を感じつつ、安易に運転を続けたこと、事故後の救護義務・報告義務違反に及んだことなどを、被告人の資質上の問題点の表れとしている。このような資質上の問題点は、刑事処分よりも、保護処分による専門的かつ教育的な

働きかけによって改善する余地が大きいとした。

3 保護処分による改善更生の可能性

以上の事情に加えて、保護処分、とりわけ少年院での矯正教育による改善更生を期待できる事情として、以下の点を考慮している。

①少年は、本件行為時 16 歳 5 月という低年齢であったこと。

②少年の過去の処分歴と少年院送致相当性。少年は児童自立支援施設、保護観察という処分歴があるが、少年院送致という強力かつ集中的な教育的措置は経ていないこと。

③内省の深化と謝罪の気持ちをもつようになったこと。少年は本公判廷で本件の悪質性、結果の重大性、遺族の悲嘆の気持ちや強い被害感情等について直接感得したことで、内省を深めるきっかけが与えられた。また、公判廷で少年は遺族に対して、不十分ながらも、現時点における少年なりの謝罪の気持ちを述べているとした。

裁判所は、これらの事情を保護処分による改善更生が期待できる事情であるとした。

4 保護処分相当性

裁判所は、結論として相当長期の矯正教育を施す旨の処遇勧告を付した保護処分が相当であると判断して、55 条移送を決定した。

判例の解説

一 本件判例の意義

本件の少年に関する公訴事実のうち、危険運転致死の成立そのものは、争いがない。

危険運転致死罪で保護処分相当となるのは、20 条 2 項の逆送および 55 条の移送ともにきわめてまれである。少年法改正により原則逆送が導入されたのは 2000 年であり、刑法改正により危険運転致死罪が設けられたのは 2001 年の刑法改正であった。歴年の犯罪白書によれば、2002 年以降 2015 年までに危険運転致死罪で少年審判を受けた少年の数は累計で 47 名であるが、そのうち 44 名が逆送されて刑罰を科されており、保護処分決定はわずかに 3 件であった。逆送率は 93.6% に達しており、殺人、傷害致死、保護責任者遺棄致死、強盗致死に比べて、きわめて高く、本決定は先例として重要である。

危険運転致死罪の逆送率が極めて高い理由として、以下の点を指摘できるであろう。一般に交通

事件では行為者人格に根ざした犯罪傾向が必ずしも根深くはなく、入念な矯正教育を体験させるまでの必要はないので、受刑体験による行動の変容で足りると認識されてきた。交通事故は、普通の人々も犯しがちな犯罪であるという感覚がこうした運用を支えてきた。業務上過失事件や道路交通法違反事件では、逆送後、略式罰金で終了させる傾向がある。危険運転による悲惨な事故の被害者の叫びに応じて、危険運転致死罪が設けられ、それまでの業務上過失致死傷に比べて、法定刑が大幅に引き上げられ、量刑も重くなっている。交通事故での刑罰の特別予防効果に関する肯定的評価が、危険運転致死罪にも影響を与えているとみてよい。

危険運転致死に対する刑罰が重くなったことで、行為が重視される傾向がある。少年審判でも、「原則逆送」制度を中心に、とりわけ重大事件で非行事実を重視する傾向が強まり、人格重視から行為重視への流れが存在する。この傾向は、裁判員裁判制度の導入によっても、加速されているとみてよい。これらの要因が重なり合うなかで、危険運転致死罪の逆送率が著しく高くなっている。

本決定は、こうした行為重視の傾向に対して、再検討を迫るものである。道路交通事故に関しても要保護性を肯定し、保護処分を課すべき場合が少なくないという見解は従来から存在しており、安易な逆送決定と刑罰の賦課に疑問が寄せられていた。本決定では、いかなる要素を重視することで 55 条移送が選択されたのか、十分な検討が必要であろう。

二 刑事処分相当性と保護処分相当性

1 逆送の基準と移送の基準

20 条と 55 条の関係に関して、判例および通説は同じ基準が妥当すべきであるとしている。その理由としては、家庭裁判所と刑事裁判所は上級審一下級審の関係にはないから、異なる基準を用いて判断するとすれば、論理的には成人に達するまで、事件は何度も家庭裁判所と刑事裁判所の間を逆送一移送を繰り返すことになってしまい、早期処遇が損なわれて、不都合であることが指摘されている。両者は同じ基準であることを前提として、その適用の仕方の差異が問題となる。

20 条 2 項本文の要件は、①故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件であること、②少年

が犯行時 16 歳以上であることである。他方但書は「調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りではない」と規定する。本文と但書は、反対方向のベクトルを示している。

2000 年改正以降、両者の関係に関して活発な論争が繰り広げられ、判例も分岐している。ここでは、少年法の基本的な目標、理念である少年の健全育成およびこれを受けた保護優先、刑事処分に対する保護処分優先という基本原則をどのように考えるべきかが、前提問題となっている。この問題点は、20 条 2 項の規定が導入される以前から存在したが、2 項の刑事処分の適用を促す「原則逆送」の導入によって、いっそう鮮明になるとともに、但書によって複雑化した。単に 20 条 2 項本文と但書の関係だけではなく、少年法 1 条に集約される保護優先との関係をも十分に配慮した事件処理が求められる。

2 保護処分と刑事処分との実体的関係の変化

20 条 2 項が原則逆送類型における保護処分と刑事処分の実体的な関係¹⁾に変化を生じさせたかどうかに関して、学説は①刑事処分の優位を認めたとする説（刑事処分優位説）、②保護処分の優位は存続するという説（保護処分優位説）、③実体的な関係の変化が生じていることは認めざるを得ないが、少年法の基本理念からして刑事処分優位を認めることは妥当ではないとする説（並行説）に大別できる。

(1) 刑事処分優位説

①の説は、2 項は刑事処分の優位を創設した特別の規定であり、2 項の形式的要件を重視して、これに該当すれば、逆送決定を行うべきであり、但書を適用するには特段の事情が必要であるとする。この説は、「特段の事情説」と呼ばれる。特段の事情説では、保護処分を選択するには、「保護処分許容性」が重視される。行為者における故意の存在、被害者の死亡という重大な結果、そこから生じる人々の応報感情、被害者遺族がもつ強い報復感情などを重視して、それらを考慮してもなお、保護処分を許容するには特段の事情が必要だとされる²⁾。

もっとも、この説の内部でも特段の事情の有無に関しては、「犯情」を基準に判断すべきとする説（犯情説）と犯情に限らず、一般情状を含めて

総合的に考慮すべきであるとする説（総合考慮説、非限定説）とに分かれる。犯情説は、次のように説く。但書に該当するか否かの判断では、犯罪行為自体に関する情状が中心となるのであり、当該少年の資質や環境に関する事情は、犯行動機の形成や犯行に至る経緯または非行時の責任能力・判断力に影響を及ぼす限りにおいて、考慮すべきである。

しかし、犯情説は、少年法の理念である健全育成を軽視しすぎるだけではなく、2 項但書の規定にそぐわないといえる。但書は、犯行の動機および態様といった犯情だけではなく、「犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境」といった一般情状をも列挙しており、犯情に限定しているわけではないし、犯情と一般情状とを優劣の関係で位置づけているわけでもない。犯情説は、但書の文言を超えた解釈を行っているきらいがある。また、示談の成立や内省の深まり等は、20 条 2 項でも、55 条でも判断要素とならないことになる。

(2) 保護処分優位説

保護処分優位は 20 条 2 項でも何ら変わりが無いとするのが保護処分優位説であり、刑事処分は、教育的援助として有効である場合にのみ肯定されるべきだとする。特段の事情説や犯情説とは対極に位置するものであり、20 条 2 項を「原則」逆送の規定であるとは解さずに、もっぱら 2 項但書を適用する場合に家庭裁判所に説明責任を課する趣旨であるとする。この説では、20 条 2 項は保護処分と刑罰との実体的関係をなんら変えるものではないこととされる。保護優先主義を堅持しようとする主張として、傾聴に値する。私もかつてこれを支持した。

しかし、この主張には解釈論として無理があるように思われる。20 条 2 項は、重罰化を意図した改正であることは、立法の経緯からいっても否定し難いのであり、実体的な変更を意図した改正であることは否定できない。また、逆送後の刑罰に関して、もっぱら教育的有効性から位置づけることは、解釈論としては無理がある。なぜなら、18 歳以上の少年に対しては、法的には死刑の適用の可能性が留保されており、14 歳以上の少年に対しても、教育的援助とは言い難い無期懲役の可能性もあるからである。

さらに、説明責任は、保護処分優位説とだけ結

びつくわけではない。犯情説、特段の事情説、保護不適推定説のいずれをとっても、2項但書を適用するにあたっては、説明責任を果たすことが必要となる。また、説明責任が何を意味するか、それがどのような法的性質をもつかも、必ずしも明らかではない。

(3) 並行説

私は、20条2項の場合には、保護処分と刑事処分の関係は並行的な関係にあると解している。20条以外の事件では、保護優位が強く認められるが、20条2項の場合にはこうした優位性を肯定することは困難である。刑罰の補充性は、修正を余儀なくされる。しかし、逆送決定も55条移送決定も少年司法の枠内の制度であることは明らかであり、健全育成、保護優先主義の理念を否定してしまうことは妥当ではない。両者は並行的な関係にあるとしたうえで、文字通りの総合的考慮によって判断することが妥当である。並行説は総合的考慮説の一種ではあるが、但書を提供するにあたり、特段の事情を要すると解する必要はない。保護優先の原則、20条1項、20条2項本文および同項但書は、それぞれ少年審判における処遇決定に対して、ガイドラインとしての意味をもつともいえる。

三 本決定の位置

本決定は、上述のような学説の配置のなかで、どのように位置づけられるのか。本件は、行為態様からみて、危険運転の危険の程度は決して低いものとはいえないし、被害者は即死の状態になり、少年はこれを確認したあと、教護義務も報告義務も尽くさずに立ち去っている。これらの点に焦点を当てるならば、刑事処分相当性が肯定されてもおかしくなかった。この決定は、「犯行の動機及び態様」と「犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情」とに二分して、前者を優先させるといった犯情説のアプローチは採用していない。本決定は、犯情に限定しない総合考慮説に立っているように読める。

しかし、本件では自己統制力の乏しさという性格上の特徴が一連の行為に表れていることを認定して保護処分相当性を根拠づけている。この判断の仕方をみれば、犯情説や特段の事情説をも考慮している。

本決定では少年院での処遇による改善更生の効

果が期待されている。要保護性を要件として、保護処分という法律効果が肯定されている。一般に要保護性は、①将来の再犯危険性、②保護処分による矯正可能性（立ち直りの可能性）、③保護処分相当性の3要素からなるとされている。裁判所は②に焦点を当てて、少年院での相当長期の矯正教育が相当であるとした。本件では、少年に対する刑罰の教育的有効性は焦点の外にある。本件は、刑事処分を選択すれば、かなり重い不定期刑を言い渡される可能性があった事件である。そのような刑罰が少年院での矯正教育に比べて、より有効であるとは考えにくい。本人の内省の深まりや謝罪の気持ちをも組み入れて、刑罰を回避して、保護処分相当性を肯定している。このような判断枠組みは、保護処分優位の立場や並行説の立場から、積極的に評価してよいであろう。並行説からいえば、16歳という低い年齢と人格的な未熟さを重要な要素としていることが注目される。

結びにかえて

本件は、家庭裁判所と刑事裁判を二往復したケースとして注目された。本件の後、家庭裁判所は審判で再度の逆送決定（第2次逆送）を行い、再度の刑事裁判が行われた。刑事裁判所はこれを受けて、再度の移送決定（第2次移送）を行っている。家庭裁判所は、第3次の少年審判で、相当長期の処遇勧告付きの少年院送致をしている。本決定は第1次移送決定であり、ピンポン玉のような往復をする前の決定である。ピンポンのような往復は、一般論としては望ましくないものであり、そのような事態を防止するため、理論的な検討が不可欠であるが、それは別の機会にゆだねることにしたい。

●——注

- 1) 「実体的な関係」という場合、保護処分と刑事処分の関係の変化をさす解するのが妥当であろう。2項の但書を適用するにあたり、より丁寧な社会調査が必要であるという主張自体は正しいといえるが、それは「実体的」な効果とはいえないであろう。さらに、2項本文は保護不適を「推定」するものとする説（保護不適推定説）もあるが、これが「実体的な関係」に注目したものかは、疑問の余地がある。
- 2) 保護許容性は、もともとは主として55条移送の基準として提唱されたが、20条2項但書の適用基準としても主張されるようになった。

甲南大学名誉教授・弁護士 齊藤豊治